



令和8年5月19日（火） 第10398号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課）	2
○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則（森林保全課）	3
告 示	
○公金事務の委託（戦略企画課）	4
○同	4
○毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	4
公安委員会規則	
○群馬県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（警務課）	5
警察本部告示	
○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則を廃止する告示（警務課）	5
○群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（同）	6
入札公告	
○一般競争入札の実施（会計管理課）	6

■ 規 則

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十八号

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分等措置費用徴収条例施行規則(令和四年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「次に掲げる事項(以下この条において「公示事項」という。)を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「環境森林事務所」の下に「(以下この項において「県庁等」という。)」を加え、「揭示して行う」を「揭示し、又は公示事項を県庁等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによりする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 送達すべき書類を特定するために必要な情報
- 二 送達を受けるべき者の氏名又は名称
- 三 知事が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

前項の方法は、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十九号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則(令和七年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「次に掲げる事項(以下この条において「公示事項」という。)を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「揭示して行う」を「揭示し、又は公示事項を県庁等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによりする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 送達すべき書類を特定するために必要な情報
- 二 送達を受けるべき者の氏名又は名称
- 三 知事が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

前項の方法は、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十号

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県産業廃棄物支障除去等措置費用徴収条例施行規則(令和八年群馬県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「次に掲げる事項（以下この条において「公示事項」という。）を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「環境事務所」の下に「（以下この項において「県庁等」という。）」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を県庁等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによりする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 送達すべき書類を特定するために必要な情報
- 二 送達を受けるべき者の氏名又は名称
- 三 知事が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

2 前項の方法は、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十一号

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則（令和七年群馬県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「公示送達は、」の下に「次に掲げる事項（以下この条において「公示事項」という。）を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「環境森林事務所」の下に「（以下この項において「県庁等」という。）」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を県庁等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をと

ることによりする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 送達すべき書類を特定するために必要な情報
- 二 送達を受けるべき者の氏名又は名称
- 三 知事が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨

2 前項の方法は、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月19日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号楽天クリームゾンハウス 楽天グループ株式会社
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 ぐんまふるさと納税による寄附金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年4月1日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和8年4月1日
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎群馬県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月19日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 東京都中央区京橋二丁目2番1号 株式会社さとふる
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 ぐんまふるさと納税による寄附金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年4月1日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和8年4月1日
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎群馬県告示第142号

群馬県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年群馬県規則第27号）第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月19日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 試験日時 令和8年10月18日（日）午後1時から午後2時30分まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県立県民健康科学大学
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - (2) 農薬用品目
 - (3) 特定品目

4 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(筆記方式)

5 受験手数料 10,700円(群馬県証紙又は払込書による。)

6 試験願書

(1) 願書配布 群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市(前橋市及び高崎市)の保健所において願書を配布する。

(2) 願書受付 願書は、令和8年8月24日(月)から同月28日(金)までの期間、県内の各保健福祉事務所及び中核市(前橋市及び高崎市)の保健所において受け付ける。

(3) 願書の受付方法 願書は、前記(2)の受付場所に持参すること。ただし、県外居住者にあつては郵送を認め、令和8年8月28日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課又は県内の各保健福祉事務所にすること。

■ 公安委員会規則

群馬県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿 栄

群馬県公安委員会規則第6号**群馬県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年群馬県公安委員会規則第7号)の全部を改正する。

条例等(群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年群馬県条例第20号)第2条第2号に規定する条例等をいう。)を根拠とする群馬県公安委員会の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する事務等については、知事の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する事務等の例による。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

■ 警察本部告示**◎群馬県警察本部告示第4号**

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則を廃止する告示を次のように定める。

令和8年5月19日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則を廃止する告示

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則(令和7年群馬県警察本

部告示第4号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。

◎群馬県警察本部告示第5号

群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月19日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

群馬県警察本部長等の所管する条例等を根拠とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年群馬県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

「群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年群馬県公安委員会規則第7号）」を「群馬県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和8年群馬県公安委員会規則第6号）」に改める。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年5月19日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、数量及び納入場所

番号	購入物品	数量	納入場所
ア	凍結防止剤散布車（湿式又は湿潤式、4 t級、プラウ付、4×4）	1台	沼田土木事務所 鎌田事業所 （利根郡片品村鎌田3952-7）
イ	凍結防止剤散布車（湿式、4 t級、4×4）	1台	沼田土木事務所 （沼田市薄根町4412）
ウ	除雪トラック（7 t級、4×4、路面整正装置付）	1台	中之条土木事務所 （吾妻郡中之条町大字中之条町709-1）
エ	小型散布車（3 t級、4×4、散布装置付）	1台	中之条土木事務所 （吾妻郡中之条町大字中之条町709-1）

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 納入期限

番号	購入物品	納入期限
ア	凍結防止剤散布車（湿式又は湿潤式、4 t級、プラウ付、4×4）	令和9年1月29日
イ	凍結防止剤散布車（湿式、4 t級、4×4）	令和9年1月29日
ウ	除雪トラック（7 t級、4×4、路面整正装置付）	令和9年1月29日
エ	小型散布車（3 t級、4×4、散布装置付）	令和9年1月29日

(4) 入札方法 上記(1)アからエまでの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年6月4日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月18日（木）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について過去に生産実績又は販売実績を有する者であること。

(7) 県が指定する場所で行う検査の立会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約係 小和瀬 電話027-226-3820（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和8年5月19日（火）から同年6月18日（木）までの毎日。ただし、上記

(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
ア	凍結防止剤散布車（湿式又は湿潤式、4 t級、プラウ付、4×4）	令和8年7月1日午後1時40分
イ	凍結防止剤散布車（湿式、4 t級、4×4）	令和8年7月1日午後2時00分
ウ	除雪トラック（7 t級、4×4、路面整正装置付）	令和8年7月1日午後2時20分
エ	小型散布車（3 t級、4×4、散布装置付）	令和8年7月1日午後2時40分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁3階特別相談室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年6月30日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇（購入物品名）の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税（免税）事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について過去に生産実績又は販売実績を有することを記載した書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを記載した書類を令和8年6月18日（木）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の仕様適否確認表を作成し、これを令和8年6月18日（木）までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された仕様適否確認表は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した仕様適否確認表を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、仕様適否確認表を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した仕様適否確認表の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに仕様適否確認表の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	Anti-icing agent spreader vehicle (pre-wet type or onboard brine-mixing type, 4-ton class, four-wheel drive, with plow)	1	July 1, 2026, 1:40 p.m.
ii	Anti-icing agent spreader vehicle (pre-wet type, 4-ton class, four-wheel drive)	1	July 1, 2026, 2:00 p.m.
iii	Snow-removal truck (7-ton class, four-wheel drive, with motor grader)	1	July 1, 2026, 2:20 p.m.
iv	Small spreader vehicle (3-ton class, four-wheel drive, with spreader apparatus)	1	July 1, 2026, 2:40 p.m.

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery deadline
i	Anti-icing agent spreader vehicle (pre-wet type or onboard brine-mixing type, 4-ton class, four-wheel drive, with plow)	January 29, 2027
ii	Anti-icing agent spreader vehicle (pre-wet type, 4-ton class, four-wheel drive)	January 29, 2027
iii	Snow-removal truck (7-ton class, four-wheel drive, with motor grader)	January 29, 2027
iv	Small spreader vehicle (3-ton class, four-wheel drive, with spreader apparatus)	January 29, 2027

(4) For further details, please contact: KOWASE Sadayoshi Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3820 (Japanese language only)